

福島県における日本語教育の推進に関する基本的な方針（素案）の概要

第1章 基本的な事項

1 策定の背景・趣旨

- 県内の外国人住民数は増加傾向にあり、令和5年12月末現在で過去最多（県人口に対する外国人住民の割合が初めて1%超え）。
- 外国人住民に対する日本語教育を推進することを通じて、多文化共生社会の実現や地域の活性化を図る。

2 方針の位置づけ

- 県総合計画の部門別計画である、ふくしま国際施策推進プランの日本語教育に関する内容を充実化。
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第11条に基づく、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定。

第2章 県内の外国人住民の状況等

1 県内の外国人住民の状況

- 外国人住民数、国籍・地域別、在留資格別の状況等

2 県内の日本語教育の状況

- 外国人住民アンケート調査（令和4年度実施）の結果等

第3章 県内の日本語教育推進の基本的な方向性

- 外国人住民が日常生活や社会生活を地域で円滑に営むことができる環境を整備し、多文化共生社会の実現や地域の活性化を図るため、3つの方向性に基づき取組を進める。

【日本語教育推進の3つの方向性】

- ①日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保
- ③日本語教育に関する理解及び関心の増進

第4章 県内の日本語教育推進のための取組事項

1 日本語教育を受ける機会の最大限の確保

- 外国人等の希望や状況、能力に応じた多様な教育機会の確保、提供
 - (1) 幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
【取組例】日本語指導に関する教員加配、指導体制構築 等
 - (2) 留学生に対する日本語教育
【取組例】就職や進学に向けた日本語教育機会の提供 等
 - (3) 就業者に対する日本語教育
【取組例】職場等での日本語教育機会の拡充 等
 - (4) 地域における日本語教育
【取組例】日本語教室開設支援、ＩＣＴの活用 等

2 日本語教育の質の向上及び人材の育成・確保

- より質の高い日本語教育の提供や、日本語教育に携わる人材の育成、確保を通じた日本語教育の充実化
【取組例】コーディネーター配置、研修会開催 等

3 日本語教育に関する理解及び関心の増進

- 県民の外国人住民や日本語教育に関する理解促進や、外国人住民に対する日本語教育に関する情報発信
【取組例】セミナー開催、やさしい日本語の普及 等

第5章 推進体制

1 多様な主体による連携

2 各主体の役割

- 県、市町村、国際交流協会、日本語教室、事業所等、大学等、小・中・高等学校、日本語教育機関

3 推進体制

- 外国人住民や日本語教育に関する実態の把握等を行いながら、おおむね5年ごとに方針を見直し
- 有識者等による会議体を設置し方針の進捗管理等を実施